

輸入禁止品の輸入許可について

輸入禁止品であっても、試験・研究の用に供するものに限りあらかじめ農林水産大臣の許可を受ければ輸入できるので、この制度の概要を紹介する。

輸入許可の申請手続きは、農林水産大臣あての「輸入禁止品輸入許可申請書」を植物防疫所に提出する。

輸入の許可は、輸入の目的、輸送中および試験・研究中に病虫害の散逸の恐れはないかなどについて審査し、管理場所の調査が行われる。

輸入が許可されると、申請者に許可書と許可証票が交付される。許可書には、病虫害の散逸を防止するのに必要な条件が付けられる。これらの条件に違反した場合は、許可の取消しまたは輸入禁止品の焼却などが行われる。

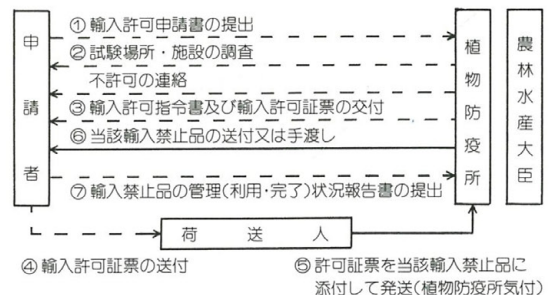
許可証票は、輸入禁止品の包装の見やすい箇所に貼り付けた上、当該輸入禁止品は植物防疫所気付

で輸入されることが必要である。

輸入禁止品の試験が開始されると、病虫害の散逸防止など管理が適正に行われているかどうか植物防疫官により随時取締りが行われる。

最近、許可申請が出される目的としては、病虫害の研究分野はもとより、医薬品および農薬の開発、遺伝子工学の研究など多岐にわたっている。

輸入禁止品輸入許可申請等手続き模式図



アメリカ向け二十世紀ナシの輸出検査

アメリカ合衆国は、日本産ナシの本土への輸入を認めていなかったが、関係者から強い要望のあった鳥取県の二十世紀ナシについて、日米の検疫当局による協議が重ねられた結果、昭和59年に初めて条件付きで輸入を許可した。

この許可条件は、①対米輸出ナシ生産地域を設定し、同地域は病虫害防除を的確に行うとともに果実の袋かけが完全に行われていること。②日米の植物防疫官による合同の検査の結果、対米輸出ナシ生産地域として認定された地域で生産されたナシであること。③輸出検査は、同生産地域のナシのみが搬入される対米ナシ専用選果場で、選果中に日米の植物防疫官が合同で検査を行うことなどで、厳しい内容となっている。

生産地ではこれらの条件を満たすため、生産・受検体制の整備を行い、初年度の59年には18千箱

270トンを試験的に輸出し、本年は12市町村1,414ヘクタールの生産地域から、昨年の4倍に当る78千箱1,170トン米国本土向けに輸出した。

検査は、小袋かけが始まる6月上旬および収穫前の8月下旬に生産地で日本側が行い、引続いて日米の植物防疫官による合同検査を生産地域および選果場で行った。

生産地で行った検査では、防除が的確に行われており、また袋かけも適切に行われていた。しかし、一部で黒斑病および無袋果が見られ、輸出ナシ生産地域から除外した。また選果場で行った検査では、クワコナカイガラムシや黒斑病が若干認められ、選果の徹底を指示したほかは特に問題がなかった。

これまでの検査結果から、シンクイムシ類や黒斑病に、特段の注意を払う必要があると思われる。